

口頭照会に対する回答記録票（減免税用）

				続き	☐ 有 ☐ 無
整理番号				担 当 部 門	
照会日時 令和 年 月 日 時 分				回答日時 令和 年 月 日 時 分	
照 会 者	法人	会社名	【輸入者符号】		
		担当者	TEL ()	FAX ()	
	個人	氏 名	TEL ()	FAX ()	
種 別		☐ 電話 ☐ 来訪 ☐ その他（郵送・FAX 等）			
業 種		☐ 貿易関係業者 ☐ 通関業者 ☐ 個人 ☐ その他 ()			

照会内容	☐ 関税定率法 ☐ 関税暫定措置法 ☐ その他 () 第 条 第 項 第 号		
照会の概要 《照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）》			
参考資料の有無 ☐ 無 ☐ 有（ 見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他 () ）			
輸入予定時期		輸入申告予定官署	
類似貨物に係る輸入実績（有・無） （輸入申告番号)		減免税の適用に係る照会実績（有・無） （輸入申告番号)	
回 答 内 容			
関係法令等			文書による照会を参照 ☐ 有 ☐ 無
協 議 先	☐ 統括審査官（減免税総括部門） ☐ 統括審査官（通関総括部門担当） ☐ その他 () ☐ なし		

チェ ック 項 目	☐ 明確に回答できない理由を説明した。	☐ 統括官等確認
	☐ 貨物の内容が異なる場合には、回答した減免税の適用の可否が変わる旨を説明した。	
	☐ 文書回答と口頭回答の取扱いの違い（文書回答は一定条件の下で輸入申告の際に尊重される取扱いが行われるが、口頭回答はこのような取扱いが行われるものではないこと）を説明した。	
	☐ 照会者が代理人（通関業者等）である場合に、輸入者にこれらの点を確実に伝達するよう説明した。	
	☐ 回答者の職名及び氏名を告げた。	